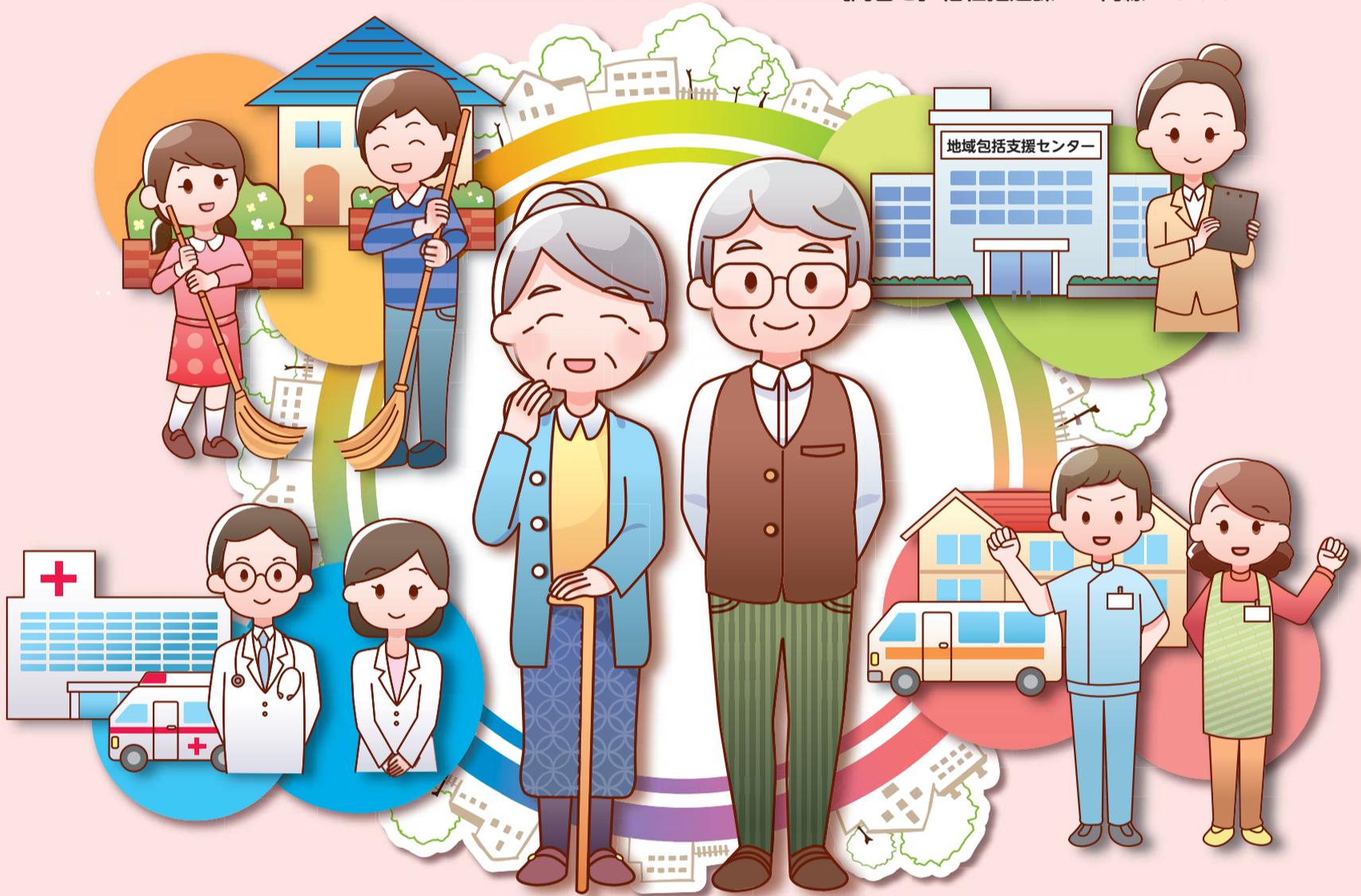


第7期荒川区高齢者プランを策定

「健康づくりで元気に」「自立を目指して」「ともに支え合って」

区では、平成30～32年度を計画期間とする「第7期荒川区高齢者プラン」を策定しました。
今特集号では、第7期プランの概要、介護保険制度の改正、介護保険料の改定等についてお知らせします。

【問合せ】福祉推進課 ☎内線2611



高齢者プランとは

老人福祉法第20条の8に基づく区市町村老人福祉計画および介護保険法第117条に基づく区市町村介護保険事業計画を一体のものとして、3年に1度、策定しています。

第7期プランの全文は

第7期プランの全文は、荒川区ホームページ、区役所地下1階情報提供コーナー、2階福祉推進課で閲覧できます。
なお、4月以降、情報提供コーナーで、冊子を有償頒布（1冊420円）します。

▶「安心して住み続けることができるまち あらかわ」を目指して

区は、今後も、第7期プランに掲げた施策や事業を着実に推進し、「地域の連携と支援により、安心して住み続けることができるまち あらかわ」を目指して、全力で取り組んで参ります。

こうして認識に立って策定した「第7期荒川区高齢者プラン」では、生活支援・介護予防・介護・住まい・医療などのサービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムの深化・推進を図れるよう、在宅医療・介護連携の推進、介護予防事業の積極的な展開など、高齢者の皆様の地域での生活支援をしていくこととしています。

一方、区においても、高齢化率が本年1月1日現在23.4%にのぼり、今後も緩やかに増加すると推計され、より一層、介護予防や認知症の方への支援を推進し、高齢になっても、心身ともに健康で充実した暮らしが送れる、豊かで希望に満ちた地域づくりが求められています。

一方、区においても、高齢化率が本年1月1日現在23.4%にのぼり、今後も緩やかに増加すると推計され、より一層、介護予防や認知症の方への支援を推進し、高齢になっても、心身ともに健康で充実した暮らしが送れる、豊かで希望に満ちた地域づくりが求められています。

我が国の高齢化率は、2035年には33.4%となり、3人に1人が高齢者になると推計されています。
このように世界でも類を見ない速さで高齢化が進行している状況の中、国は、団塊の世代のすべてが75歳以上となる2025年を見据え、昨年6月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」を公布するとともに、超高齢社会を支えていくための「地域共生社会」の実現を打ち出しています。



荒川区長・特別区長会会長
にしかわ たいいちろう
西川 太一郎

第7期プランの施策の推進

これまでの第6期プラン(平成27~29年度)は、地域包括ケアシステムや在宅医療と介護の連携等の取り組みをより充実し、本格化するための道筋を示す計画として策定しました。第7期プランは、「地域包括ケアシステム」をより深化・推

進していくため、第6期プランの基本理念、基本目標を継承しつつ、地域包括ケアシステムの5本柱(生活支援、介護予防、介護、住まい、医療)に即して基本方針を再編し、これまで以上に力強く取り組みを進めていきます。

基本理念

健康づくりで
元気に

自立を
目指して

ともに
支え合って

基本目標

地域の連携と支援により、安心して
住み続けることができるまち あらかわ

基本方針と施策の方向

基本方針1 高齢者の社会参加の促進と生活支援の推進

施策の方向

- 就労・生涯学習の推進
- 地域活動へ向けた場づくりの支援
- 地域ぐるみのみまもり・支援体制の強化
- 在宅生活を支える福祉サービス

重点事業

- 荒川コミュニティカレッジ
- ふれあい絆・活サロン補助事業
- 高齢者みまもりネットワーク事業
- 生活支援体制整備事業

基本方針2 介護予防と重症化予防の推進

施策の方向

- 健康維持と健康づくりの推進
- 認知症の早期発見・予防・支援
- 効果的な介護予防の推進

重点事業

- 健康推進リーダー養成
- 荒川ころばん・せらばん・あらみん体操
- 認知症に関する普及啓発
- 介護予防・日常生活支援サービス事業

基本方針3 介護サービスの充実

施策の方向

- 介護保険制度の運営
- 介護サービス向上の取り組み

重点事業

- 地域密着型サービス事業所の整備促進
- ケアマネジメントの適正化
- 地域ケア会議

基本方針4 高齢者の住まいの確保

施策の方向

- 住まいへの支援
- 住まいの確保
- バリアフリー化の促進

重点事業

- 高齢者向け住宅施設の確保

基本方針5 在宅医療・介護・福祉の連携推進

施策の方向

- 在宅医療と介護の連携
- 地域包括支援センターの機能の充実
- 権利擁護体制の充実

重点事業

- 医療と福祉の連携推進事業
- 地域包括支援センター事業
- 高齢者虐待対策事業

介護保険制度における区の「自立」の考え方

自立とは

ひとりひとりの体や心、生活の状況等に応じて、生きがいや楽しみを持って自分らしい生活を送ること

介護保険法は「自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めることは、国民の努力及び義務」と掲げています。区においても、上記の「基本方針1・2・3」と左記「自立の考え方」をもとに、介護予防と重症化予防を推進します。

パブリックコメントについて、主な実施結果をお知らせします。

- 募集期間 平成29年12月4日~12月26日(23日間)
- 意見総数 19件(9人)

第7期荒川区高齢者プラン(素案)への 主な意見の概要および区の考え方

高齢者の学ぶ意欲

意見の概要

アンケート結果をみると、在宅で暮らし続けたいという方が多いので、そうなるよう心と体の健康を維持し、学ぶ意欲・能力を向上させる施策を期待する。

区の考え方

区では、高齢者の方が尊厳を持って可能な限り住み慣れた地域で生きがいを感じ、充実した生活を営めるよう、ころばん体操をはじめとする介護予防の取り組みや、健康に関する各種の講座等を実施するとともに、シルバー大学やコミュニティカレッジなど生涯学習、趣味の活動等への支援を行っています。今後とも、充実を図っていきます。

プランへの反映

既に記載

介護予防と在宅医療

意見の概要

長寿を楽しめるよう、介護予防に重点を置いた政策に転換し、いかに幸福に歳をとれる社会にしていけるか考えてほしい。また、在宅医療は基本的に国の責任において、行政が主体となって取り組んでほしい。

区の考え方

区では、「幸福実感都市あらかわ」の実現に向け、区民の幸福度向上のための取り組みを進めています。本プランでも、健康づくりや介護予防だけでなく、就労や生涯学習などにより、生きがいを持ち、長寿を楽しめるよう計画しています。

また、在宅療養を支える在宅医療と介護の連携を積極的に進めており、今後も在宅医療の充実に必要な医療政策について、国や都に働きかけや要望をしていきます。

プランへの反映

既に記載

認知症に関する普及啓発

意見の概要

認知症に関する普及啓発の指標として、オレンジカフェの設置数を挙げてもいいのではないか。また、設置数を増やすだけでなく、内容についても重視してほしい。小学生向けの講座等は良い取り組みだと思う。

区の考え方

認知症カフェの区内開設数を指標とし、現状(28年度)6か所と32年度の目標16か所を加えます。

認知症カフェは、認知症の方や介護する家族等の孤立防止、情報交換や学習の場となるよう設置しており、内容の充実を含め、認知症の方への支援体制をさらに推進していきます。

小学校での認知症サポーター養成講座については、今後も教育委員会と連携し、取り組んでいきます。

プランへの反映

新たに記載・修正

第7期荒川区介護保険事業計画を策定

この計画では、国の指針や介護保険制度の改正、近年の区の介護保険事業の実績等を踏まえて、平成30～32年度の介護保険事業運営に必要なサービス量や費用等を推計し、65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料を定めています。

（問合せ）介護保険課 ☎内線2431

図1 「65～74歳」と「75歳以上」の人数（推計）

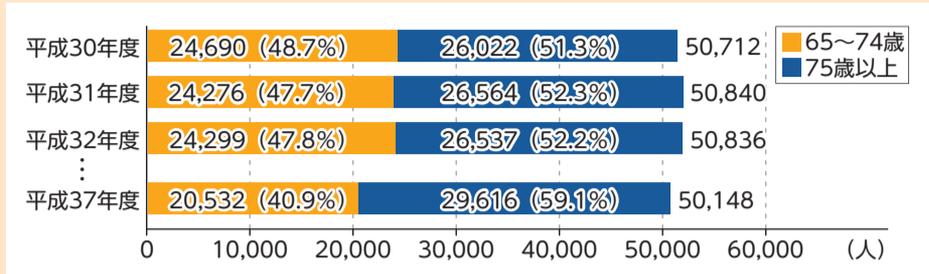


図2 要介護度別の人数（推計）

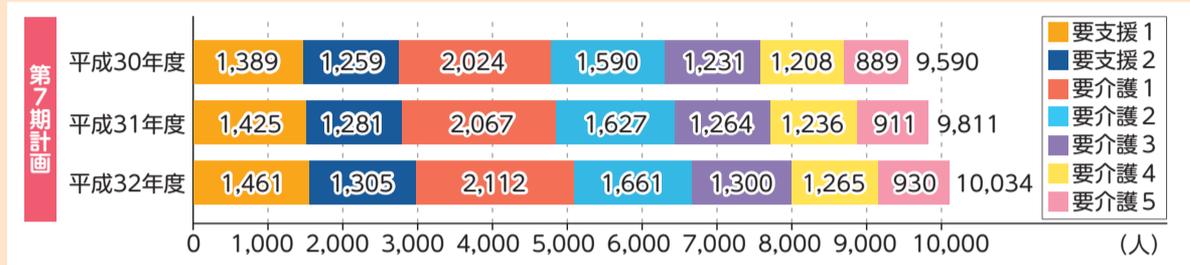


図3 介護保険事業費（推計）



推計の概要

● 高齢者数および要介護・要支援認定者数

荒川区の高齢者数は、平成32年度から微減傾向で推移しますが、75歳以上の後期高齢者の割合が高くなるため、要介護・要支援認定者の数は増加していくと見込んでいます（図1、図2）。

● 介護保険事業費

要介護・要支援認定者が増えることに伴い、必要となる介護サービスの量と介護保険事業に係る費用は増加していくと見込んでいます（図3）。

介護保険事業の方向性

● 居宅サービス

近年、医療ニーズに対応したサービス（「訪問看護」、「居宅療養管理指導」等）が急激に増加しているため、本計画では、これらのサービスの増加傾向がさらに強まると見込んでいます。

● 施設サービス

今後の特別養護老人ホームの整備については、入所申込者の状況や区民向け実態調査の結果に加え、居住系サービスの整備状況等を考慮し、検討を進めていきます。

● 地域支援事業

日常生活圏域を8圏域に細分化した上で地域包括支援センターの機能を強化し、高齢者の総合相談や権利擁護等、よりきめ細やかなサービスや支援を展開するとともに、介護予防をさらに推進します。

● 地域密着型サービス

地域密着型サービスのうち、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護」、「認知症対応型共同生活介護」「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」については、特に重点的に整備を進める必要があるため、本計画において整備目標数を定めて推進していきます。

区分	第7期整備目標数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1か所
小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護を含む）	5か所
認知症対応型共同生活介護	3か所
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1か所

介護保険制度の主な改正内容

平成30年4月以降、制度の一部が見直されます。

● 所得指標の見直し（平成30年4月実施）

介護保険料や利用者負担割合等の判定基準となる合計所得金額について、土地等の売却に係る長期譲渡所得や短期譲渡所得の特別控除額が含まれる場合には、特別控除額を控除することとなりました。

また、介護保険料の所得段階が第1～5段階の方については、上記と併せて公的年金等に係る雑所得も控除することとなりました。

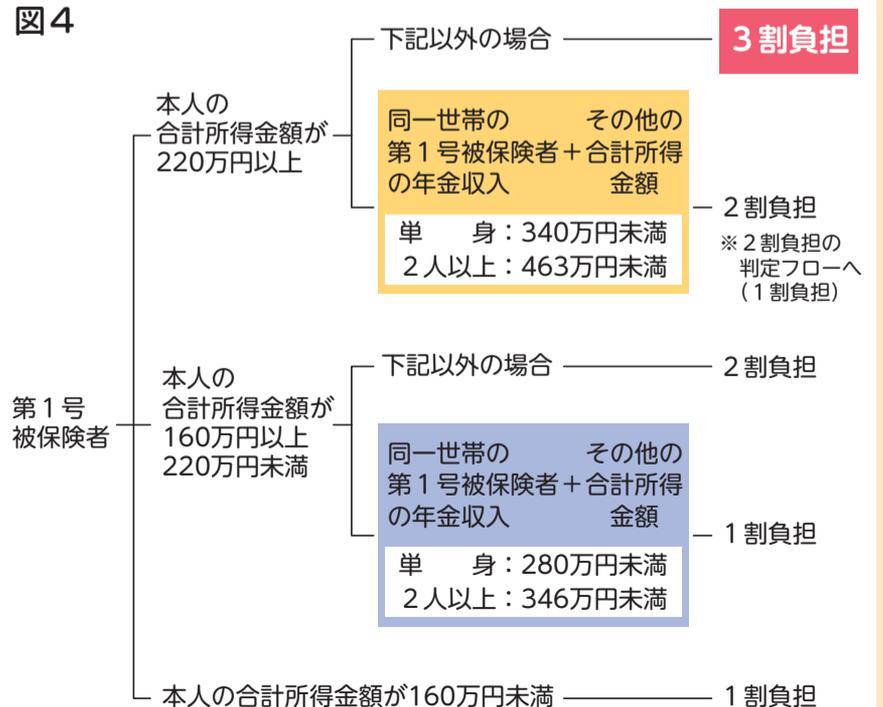
● 介護医療院の創設（平成30年4月実施）

施設サービスに「介護医療院」が追加されます。介護医療院では、要介護者の方に、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供します。区では、今後、介護療養型施設等からの転換動向を注視し、医療ニーズに対応した施設サービスの適切な確保に努めていきます。

● 利用者負担割合の見直し（平成30年8月実施）

介護サービスを利用した際の利用者負担割合について、現役並みの所得を有する方の負担割合が2割から3割に引き上げられます（図4）。

図4



※第2号被保険者、区民税非課税者、生活保護受給者は、上記に関わらず1割負担

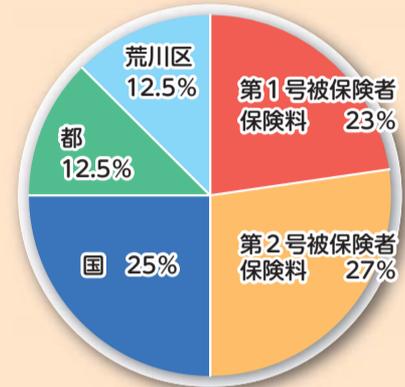
平成30年度からの介護保険料を改定します

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は、介護保険事業計画で推計した介護保険事業の運営に係る費用を基に、3年ごとに算定します。
 今回、第7期介護保険事業計画の策定に伴い、平成30~32年度の介護保険料を改定します。
(問合せ) 介護保険課 ☎内線2431

介護サービス等の財源

介護保険財源は、50%が公費(税金)で、残りの50%が40歳以上の方が負担する介護保険料で構成されています。40~64歳の方(第2号被保険者)が負担する割合と65歳以上の方(第1号被保険者)が負担する割合は、3年ごとに国が定め、平成30~32年度は、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%となります(図1)。

図1 介護保険財源の構成



介護保険料の算定

平成30~32年度の3年間における介護保険事業の運営に必要な費用(介護保険事業費)は約510億5000万円(3面の図3)と見込まれ、前期(平成27~29年度)と比較し約6.5%増加します。この介護保険事業費を基に、第1号被保険者の介護保険料の標準保険料額を算出すると、月額6489円となりますが、これまで積み立てた基金(介護給付費準備基金)から約9億1000万円を取り崩し、保険料の引き下げを行いました。

65歳以上の方の介護保険料

介護給付費準備基金を取り崩した結果、第7期の標準保険料(第5段階)は、上記の月額(6489円)から509円引き下げられ、**5980円**となりました。

この標準保険料額を基に、所得等の段階(15段階)に応じた介護保険料を算定し、平成30~32年度における所得段階別の介護保険料を下表のとおり決定しました。

段階	対象者	第7期保険料年額 ()内は月額
第1段階 ※1	本人非課税 ●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者で世帯全員が区民税非課税の方 ●世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計※2が80万円以下の方	2万9422円(2452円)
第2段階		5万232円(4186円)
第3段階		5万3820円(4485円)
第4段階		6万996円(5083円)
第5段階		7万1760円(5980円)
第6段階	本人区民税課税 前年の合計所得金額※3が125万円未満の方	7万8936円(6578円)
第7段階		9万3288円(7774円)
第8段階		11万1228円(9269円)
第9段階		13万2756円(1万1063円)
第10段階		16万1460円(1万3455円)
第11段階		19万7340円(1万6445円)
第12段階		22万9632円(1万9136円)
第13段階		23万6808円(1万9734円)
第14段階		24万3984円(2万332円)
第15段階		25万1160円(2万930円)

※1 第1段階は国の保険料軽減措置実施後の金額となっています
 ※2 平成30年度より「課税年金収入額と合計所得金額の合計」から、公的年金等に係る雑所得金額及び土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額を差し引いて算定します
 ※3 平成30年度より「合計所得金額」から、土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額を差し引いて算定します

平成30年度はつらつ脳力アップ教室

65歳からの認知症予防教室

前期参加者募集

頭を使いながら身体を動かす、手先を使った創作活動、人との交流等は、脳に良い刺激を与え、脳の機能を高める効果があります。楽しみながら仲間と一緒に認知症予防に取り組んでみませんか。

期間 5月~9月(全18回) **対象** 区内在住で、要支援・要介護の認定を受けていない、おおむね65歳以上の方 ※1人1会場に限る

定員 1会場20~25人(抽選) **費用** 各回300円 **締切り** 4月26日(木)
 ※最少開催人数5人

申込み・問合せ 高齢者福祉課 ☎内線2666

会場	曜日	初回目	時間
南千住駅前ふれあい館 3階洋室2・3	火	5月8日(火)	午前9時45分~11時45分
峡田ふれあい館 2階洋室1・2	木	5月17日(木)	
町屋ふれあい館 2階洋室		5月10日(木)	午後1時~3時
尾久ふれあい館 4階レクホール	水	5月16日(水)	
夕やけこやけふれあい館 4階レクホール1・2	金 ※一部(木)	5月11日(金)	